

## 健康保険における入院時の食事代について

～ 長期入院該当の方はマイナ保険証の保有者でも申請手続きが必要です ～

問 保健課 ☎ 43-9022

| 所得区分       |                  | 食費<br>(1食あたり) |
|------------|------------------|---------------|
| 一般（以下以外の方） |                  | 510円          |
| ・住民税非課税世帯  | 過去12ヵ月で90日までの入院  | 240円          |
| ・低所得者Ⅱ     | 過去12ヵ月で90日を超える入院 | 190円          |
| 低所得者Ⅰ      |                  | 110円          |

- ※ 住民税非課税世帯、低所得ⅡやⅠの方は、その世帯が住民税非課税世帯の方
- ※ 加入する保険者（国民健康保険、会社の健康保険や後期高齢者医療保険など）に変更があった場合、変更前の入院日数（住民税非課税世帯、低所得Ⅱの期間）を合算することができます

### ● マイナ保険証、資格確認書に添えて使用する証 【8月1日現在】

|                  | マイナ保険証を使用の方                                    | 資格確認書を使用の方 |
|------------------|------------------------------------------------|------------|
| 限度額適用・標準負担額減額認定証 | 不要                                             | 一緒に提示      |
| 限度額適用認定証         | 不要                                             | 一緒に提示      |
| 特定疾病療養受療証        | 不要（注）                                          | 一緒に提示      |
| 公費負担医療           | 特定疾患治療研究事業、特定医療費助成制度（難病）など                     | 一緒に提示      |
|                  | 精神通院、更正医療、育成医療、療養介護医療 など                       | 一緒に提示      |
|                  | 老人医療、福祉医療（ひとり親、障害）、子育て支援医療費受給者証、重障老人健康管理事業対象者証 | 一緒に提示      |

（注）認定を受けるためには、初回に申請が必要です。

- ※ 「不要」と記載があるものは、毎年の更新手続きは不要です
- ※ 「一緒に提示」と記載があるものはセットで使用してください。毎年の更新手続きが必要な場合があります
- ※ 「公費負担医療」は医療費の自己負担を軽減できる公的な制度です。詳しくは受給者証の発行元にお尋ねください

住民税非課税世帯、低所得者Ⅱの方で、過去12ヵ月で入院日数（住民税非課税世帯、低所得Ⅱの期間）が90日を超える場合は、申請によりさらに食事代の負担を抑えることができます。過去12ヵ月で入院日数が90日を超えることがわかる書類（請求書、領収書など）をお持ちください。なお、マイナ保険証の方は、7月から保健課で申請を受け付けています。

与謝野町国民健康保険または後期高齢者医療保険にご加入の方が入院したときの食事代は、診療や薬に要する費用とは別に、1食分として左表の所得区分により自己負担していただきます。これを超える額は、医療保険者が負担する仕組みになっています。

● マイナ保険証で入院手続きをする方  
住民税非課税世帯、低所得者ⅡやⅠの方で、マイナ保険証（マイナンバーカードを健康

● 資格確認書で入院手続きをする方  
住民税非課税世帯、低所得者ⅡやⅠの方で、マイナ保険

● 長期入院に該当する方  
マイナ保険証の方も申請が必要ですよー

### 申請手続きの有無

健康保険証として利用登録したもの（を保有している方は、事前の申請手続きは不要です。

証をお持ちでない方（資格確認書の方）は、事前の申請手続きが必要です。

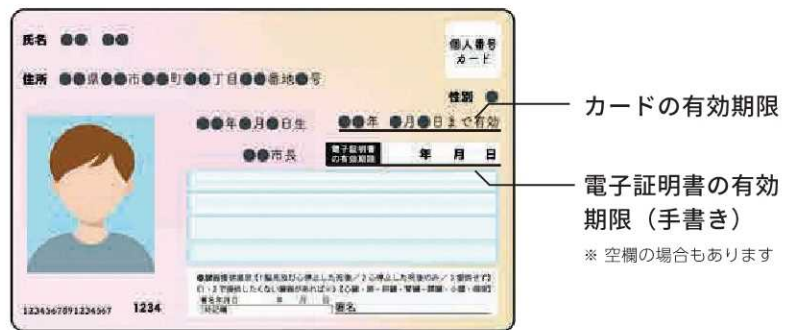
※ 8月1日から申請できます

### ● 有効期限

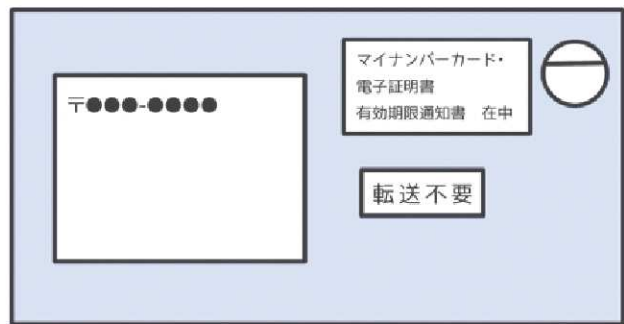
|       | マイナンバーカード本体   | 電子証明書                    |
|-------|---------------|--------------------------|
| 未成年の方 | 発行日から5回目の誕生日  | 発行日から5回目の誕生日、またはカードの有効期限 |
| 成人の方  | 発行日から10回目の誕生日 |                          |
| 外国籍の方 | 在留期間満了の日まで    |                          |

※ カード申請時の成人年齢で対応しています

### ● 有効期限の確認方法



### ● 有効期限通知書のイメージ



- ※ 与謝野町で電子証明書を更新された場合、「手書き有効期限」は修正していません
- ※ 電子証明書を利用する手続きとして、健康保険証利用、マイナポータルへのログイン、住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付、インターネット上のさまざまな電子申請（e-Tax／イータックス）などがあります

### 問

- マイナンバーカードおよび電子証明書に関すること
- マイナ保険証に関すること

住民税務課 ☎ 43-9020  
保健課 ☎ 43-9022

## 有効期限

があります。

更新手続きをお忘れなく

マイナンバーカード本体と電子証明書には、

マイナ保険証の方はご注意ください

マイナンバーカード（以下、カード）には、本体と電子証明書の2つの有効期限があり、どちらとも更新が必要です。有効期限の約3ヵ月前に、国の機関から住所地に「更新のお知らせ

（有効期限通知書）が送付されますので、期限までに住所のある市区町村の窓口でお手続きをお願いいたします。  
※ 転送不要の普通郵便で届きます  
なお、有効期限が切れた場合でもお手続きいただけますので、お早めに更新の手続きをお願いします。ただし、マイナ保険証（カードを健康保険証として登録）は、有効期限が切れても3ヵ月間は利用できます。



ぜんぶのいのちと、ワクワクする未来へ。  
Towards a brighter future for all